

令和3年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

令和3年9月8日(水曜日)

議事日程 第2号

令和3年9月8日(水曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

- ◇ 阿部 清 君 . . . 1. 気候変動時代の危機管理
2. 防災情報配信システム屋外スピーカーの運用方法
 - ◇ 牧田直己 君 . . . 1. 町の空き家対策に向けた取り組み
2. 移住定住政策を進めていくための取り組み
3. 今後の町内の自然資源を活用した産業の活性化へ取り組み
 - ◇ 小野章一 君 . . . 1. 寺間隣接水道組合への給水問題について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 牧田直己君 | 2番 | 茂木法志君 |
| 3番 | 鈴木美香君 | 4番 | 阿部清君 |
| 5番 | 高橋視朗君 | 6番 | 窪田金嘉君 |
| 7番 | 本多公保君 | 8番 | 高橋久美子君 |
| 9番 | 森健治君 | 10番 | 鈴木初夫君 |
| 11番 | 石坂武君 | 12番 | 中島信義君 |
| 13番 | 阿部賢一君 | 14番 | 高橋市郎君 |
| 15番 | 久保秀雄君 | 16番 | 小野章一君 |
| 17番 | 山田庄一君 | | |

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 桑原孝治 | 書記 | 泉雪江 |
| 書記 | 山田直樹 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 町長 | 鬼頭春二君 | 副町長 | 宮崎育雄君 |
| 教育長 | 田村義和君 | 会計課長 | 原澤右文君 |
| 総務課長 | 杉木隆司君 | 総合戦略課長 | 林市治君 |
| 税務課長 | 佐藤富士夫君 | 町民福祉課長 | 中島修一君 |
| 子育て健康課長 | 上村真弓君 | 生活水道課長 | 金子喜一郎君 |
| 農林課長 | 原澤真治郎君 | 観光商工課長 | 高野明夫君 |
| 地域整備課長 | 林昇君 | 学校教育課長 | 高橋康之君 |
| 生涯学習課長 | 河合博市君 | 水上支所長 | 木村伸介君 |
| 新治支所長 | 原澤達也君 | | |

近年、線状降水帯の発生が増えています。これは積乱雲、発達した雨雲が次々と発生して帯状にほぼ同じ場所を通過、停滞する現象であり、結果として強い雨が特定の地域に長時間降り続き、どこで発生するか予測が大変難しいとされています。気象庁では、現段階での予測は困難とされています。

このような局地的な豪雨を引き起こす線状降水帯の発生を高精度で予測するシステムの実用化を目指して、防災科学技術研究所、国家レジリエンス研究推進センターが2020年から全国14の自治体で実証実験を行っています。このシステムは、大型モニター画面に日本地図が映し出され、どこに線状降水帯が発生するか予測するもので、過去の雨量やリアルタイムの雨雲データなどから線状降水帯の発生を予測して、その情報が5分ごとに届くというものです。

災害の激甚化が指摘される中、当町においても昨年9月の豪雨災害や12月の豪雪など、今までとは違う気候危機による自然災害となりました。本年度より危機管理室も設置され、町が独自の避難指示を出す目安と大雨や大雪の情報をピンポイントで出すことにより、住民の被害軽減につなげるためにも、このような実証実験に参加してはと思いますが、町の考えをお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

国立研究開発法人防災科学技術研究所の国家レジリエンス研究推進センターにつきましては、一般財団法人日本気象協会及び気象庁気象研究所と共に内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにおいて、顕著な大雨をもたらす線状降水帯の自動検出技術を開発しております。その技術は気象庁に採用され、今年の6月17日から気象庁による運用を開始をされています。そのデータの内容を基に、気象庁のホームページを通じて、災害発生の危険度が急激に高まっていることを知らせるための解説情報として配信をされています。線状降水帯に関する新たな情報について提供開始されておりますが、発生した線状降水帯の情報でありまして、予想として発表する情報ではありません。

気象庁の顕著な大雨、線状降水帯に関する中長期的な目指すべき方向性として、半日前から線状降水帯に伴う大雨災害発生の危険度に関する情報等を提供できるよう、雨量予測精度を向上させるとともに、1時間先までの雨雲の動きや3時間先までの降水、短時間予報等あらゆる雨量予測の改善を実施するとしております。

今後、次期気象衛星の最新技術の導入やスーパーコンピューターの高性能化等を通じて、監視、予測技術の精度向上により、半日前から線状降水帯に伴う集中豪雨を高い確率で予測し、これに伴う災害発生の危険度を面的に分布図に表した情報の提供を2030年に開始することを目指しているとのことでございます。

その上で、実証実験の参加についてであります。実証実験をするということは情報の収集が必要でありますので、実証実験に参加している自治体は、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨など線状降水帯を伴う豪雨が頻発し、大雨災害が連続で発生している九州地方の自治体を中心に選定されているようでございます。

この実証実験は、2030年に向けた線状降水帯における新たな技術開発のためであり
ますので、現状においては、みなかみ町が参加する状況にはないというふうに考えており
ます。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 現時点では、みなかみ町が参加する状況ではないということですが、今後、
2030年から予測するシステムを導入するということですが、みなかみ町は県内でも年
間降水量の多い地域です。山間地ということで、台風、低気圧、前線等による雨が比較的
多いことと冬の降雪量も多いことから、関東地方で唯一日本海側気候に分類されている地
域です。冬は大雪警報や雪崩注意報が度々出され、発表されるなど特殊なエリアです。こ
ういった機会があれば、ぜひ実証実験には参加できるよう働きかけをしていただければと
思います。

気候変動による自然災害は、大雨による被害ではありません。地球温暖化によって
冬でも気温や海水温が上がることにより、大気中の水蒸気の量が増えるため、今まで以上
に雪雲が発達し、特に北海道や日本海側の山間部で大雪被害が増えるかと予測されています。

当町では、昨年12月15日から17日にかけて大雪警報が発表され、記録的な大雪とな
り、藤原地区では降り始めからの降雪量が2メートルを超え、日本一の記録となり、人命
に関わるような大雪災害となりました。住民による除雪作業時の事故も報告され、屋根か
らの転落による死亡事故も発生しました。

みなかみ町地域防災計画雪害対策、除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備では、本町
山間部の多雪地帯には独り暮らし高齢者世帯の割合が高く、豪雪時には個人による
除雪作業が順調に進まないことが想定される。個人では対応が難しくなった家屋や家屋周
辺の除雪作業については、民生委員、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティー、さ
らに町の事業者による対応も必要となってくる。豪雪を想定した地域住民等による除雪体
制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとなっております。

現在、町が行っている雪下ろし等の除雪支援をお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 昨年、大雪後の屋根の雪下ろし作業中に誤って転落した事故が数件発生した
ことは承知しております。

現在、町では一般の方を対象として除雪支援等を行っていませんが、自力で除雪等が困
難な高齢者及び要支援者に対しては、冬期間の安全な暮らしを確保する目的で支援する制
度がございます。制度の詳細につきましては、昨年12月議会の阿部賢一議員の福祉除雪
の質問に回答させていただきました。

概要は、対象となる方は、65歳以上の独り暮らし高齢世帯もしくはそれと同等の環境
にある老老世帯、障害者の程度が1級及び2級に該当する者のみで構成されている世帯が
該当となります。対象世帯の生活の本拠となる建物の雪下ろし作業にかかる費用を負担す
るもので、1回につき上限1万円で冬期間2回までを対象としております。

また、水上地区においては独居の高齢者世帯を対象に、みなかみ町社会福祉協議会水上

支所と地元の建設業者による雪下ろし支援に取り組んでおります。屋根の雪下ろしを年1回に限り無料で行っていただいております。昨年度は例年の活動6件のほかに、12月の大雪のため、臨時的に町の建設業協会に2日間で24件の屋根の雪下ろしのご協力をいただきました。

また、緊急時の対応といたしまして、積雪により高齢者等が家の出入りが困難となるような場合は、民生委員と連携し、役場職員で班編成を組んで安否確認と入り口の確保等を行う場合もございます。令和2年12月の大雪では12月18日から20日までの3日間にわたり、総勢46名が14班に分かれて88世帯の安否確認を行いながら、現場の状況により玄関先の除雪をさせております。

また、その他状況により関係機関と連携して必要な対応を実施しております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 除雪支援に関しては、65歳の独り暮らし高齢者世帯もしくはそれと同等の環境にある高齢者世帯、また社協や建設業界と除雪作業を協力してくれているということですが、今の説明だと、町が行っている除雪支援に関しては、独り暮らし高齢者支援の世帯が主な支援の対象となっているようですが、この文言をそれと同等の環境にあるとかそういうんじゃないくて、もう今後は高齢者だけの世帯とするなど、そういう何か分かりやすい表現にしたほうがいいのかなと私は思います。

また、除雪にかかった費用、業者にお願いして除雪にかかった費用の助成額1回につき1万円はちょっと少ないと思うので、その辺増額をしてもらうような取組、検討していただければと思います。

あと、地域住民が協力して除雪している地域等もあると思うので、そういった地域に除雪活動費ということで助成していただければと思います。

除雪支援に関しては、今後、高齢化がますます進み、高齢者だけの世帯の除雪難民が増えてきます。今までは各世帯それぞれで除雪ができていても、今後は支援を必要とする世帯が増え、町の支援体制の見直しも必要となります。

屋根の雪下ろし作業中で亡くなった方の約8割が65歳以上の高齢者だそうです。

国土交通省では、除雪作業中の安全対策として、命綱、安全帯、ヘルメット等の安全対策用具の普及を図る必要があると示しています。しかしながら、屋根の上には命綱を固定するものがないため、ほとんどの人が命綱をつけないで雪下ろし作業をしています。

新潟県魚沼市などでは雪下ろし作業時の安全対策として、命綱を固定するアンカー、屋根の上にパイプやワイヤーを張った金具の設置費用の助成をしています。

当町においての新たな助成事業の考えをお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 除雪支援事業につきましては、既存事業の周知を徹底して継続実施するとともに、新たな取組といたしましては、みなかみ町社会福祉協議会において除排雪活動を行うことにより、地域コミュニティー力の向上を目指す取組が国土交通省の補助事業として採択され、令和3年度雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援事業を実施する

予定でございます。

具体的には、除雪活動の安全講習会、雪かきボランティア向けの除雪講習会等が予定をされております。これは、共助による除排雪の担い手としてボランティアを募り、地域住民、町外ボランティア、建設業者との雪かき協同体制確立に取り組むものでございます。

町といたしましても、みなかみ町社会福祉協議会と協力し、担い手の育成に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 今後、担い手確保ということで安全講習会等予定しているということですが、除雪支援では、除雪機の購入費の助成や燃料費の補助、また除雪機の貸出しをしている自治体等もあると思います。この辺は参考にしていただければと思いますけれども、高齢者世帯の除雪問題はますます深刻化が予想される中、行政はまさに当事者であり、除雪支援の拡充が求められます。一刻も早い対応と新たな対策を期待いたします。

今年5月20日付で災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、市町村が発令する避難情報に変更され、これまでの避難勧告と避難指示が一本化され、避難指示のみとなりました。

警戒レベルが高まるにつれてレベルが最も高いレベル5における避難行動は、これまで災害発生情報という表現でありましたが、しかし、これで住民が取るべき行動が分かりにくいとして、これを緊急安全確保に改め、災害が既に発生していたり、差し迫っていたりする状況で、少しでも安全を確保する行動を取ることになりました。これにより最も重要な結論だけを見ると、レベル3で高齢者や体の不自由な方の避難開始、レベル4までに全員避難を行うこととなります。

災害が予想されるとき避難行動を迅速に行うためには、避難に対する情報の送り手である行政と情報を受ける立場にある住民、情報を得て対応を行う地域の担い手である消防団や自主防災組織が連携して対応することが求められます。

今回の避難情報の変更により、情報の早期化が求められます。町の対応をお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 令和3年5月20日に施行されました災害対策基本法の一部を改正する法律についての趣旨といたしましては、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るためのものです。

災害時における円滑、迅速な避難の確保のため、課題となっておりました本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れによる被災する者が多数発生、避難勧告と避難指示の違いも十分に理解されていないということで、その対応として避難勧告と避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直した内容であります。よって、より早い段階での避難指示の情報発信がされることとなります。

町の対応といたしましては、現在、整備をしている防災情報配信システムを最大限に活用いたしまして、町民の皆様にはスマートフォンや携帯電話、または戸別受信機や屋外ス

ピーカーを通じ、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供を行ってまいります。また、避難指示に不可欠な避難所をいち早く開設できるよう職員を事前配置し、速やかな対応ができるよう連携を図っています。また、必要な物品等も事前に配備し、緊急時に備えています。さらには、自主防災組織の活動支援やハザードマップの有効活用も含め、非常の際には命を守る行動を速やかに取っていただけるよう、きめ細かな周知広報の徹底を図ってまいります。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 今、整備している防災情報システムを最大限に利用し、情報発信していくということですが、避難情報に関するガイドラインでは、先ほど町長が言ったように、住民は自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動を取るとの方針が示されています。

自治体から避難指示が発令された際には、速やかに避難行動を取る一方で、警戒レベル4相当の状況での防災気象情報は、自治体が発令する避難指示よりも先に発表されます。自治体が発令する目安となる情報ですが、避難指示等は総合的に判断して発令するものであります。災害が予想される区域等では、発令基準を明確にしておくことが必要になるかと思えます。避難情報は空振りに終わることもありますが、早期避難実現のために早い段階での住民への周知を図ることをお願いしたいと思えます。

短時間による非常に激しい雨や猛烈な雨による、こうした近年の大雨災害の課題と社会環境の変化を背景に、災害時に適切な避難ができないことも懸念されています。こうしたことから、災害時の安全確保行動についてお伺いします。

避難指示が発令された場合、土砂災害の危険のある区域の住民は立ち退き避難が原則となっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行下での避難では大人数が集まることを避けるため、分散避難が求められています。

内閣府消防庁が勧める4つの行動というものがあります。まず、行政が指定した避難所、2つ目に安全な親戚や知人宅への避難、3つ目に安全なホテルや旅館への避難、4つ目に屋内安全確保となっています。

この屋内安全確保とは、まず、自分自身が今どのエリアにいるのかを知っていることが大前提となります。避難が必要なのか、安全なのか、情報が出されたときに正しい判断ができません。全員避難とは危険な場所から避難することであり、もともと安全な場所や安全な建物にいるのであれば無理に動く必要はありません。

当町における屋内安全確保の判断基準をお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 新たに警戒レベルが見直されまして、これからは警戒レベル4の避難指示で危険な場所から全員が必ず避難することになります。ただし、避難に時間を要する高齢の方や障害のある方につきましては、警戒レベル3で避難をお願いをいたします。

なお、状況によりましては避難の準備をしたり、危険を感じましたら自主的に避難をしていただくタイミングでもあります。

内閣府が勧める4つの避難行動とは、先ほど阿部議員がおっしゃったとおり、行政が指定する避難場所への立ち退き避難、安全な親戚、知人宅への立ち退き避難、安全なホテル、旅館への立ち退き避難、それに屋内安全確保であります。

災害リスクのある区域等にある自宅や施設等においても、上階への移動や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があります。この行動が屋内安全確保であります。ただし、屋内安全確保を行う上での条件があります。まず、自宅、施設等が家屋の倒壊、流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫や河川浸食が発生することが想定される区域に存していないこと、自宅、施設等に浸水しない居室があること、土砂災害の危険がある区域では立ち退き避難が原則となります。

昨年9月の大雨による災害時は、町で設置した避難所が5か所、中央公民館、カルチャーセンター、水上社会体育館、にいほるこども園、新治公民館、行政区で独自に3地区、後閑公民館、東峰会館、阿能川林業集会所を開設をしていただきました。

避難をする場合は、公民館や学校などの指定避難所のほかにも、安全なエリアであることを確認していただいた上で、親戚や知人宅、ホテルや旅館を利用していただくことも手段の一つであります。

議員のご質問の屋内安全確保の判断基準ですけれども、町としての基準はございませんが、町民の方が災害発生時、または事前に避難行動ができるようハザードマップの活用など、日頃から災害への備えと対応ができるよう啓発していくとともに、災害時に適切な判断ができるよう的確な情報を迅速に発信してまいります。

避難をするということは、難を避けるということでもあります。まずは自らの命を守ることを一番に考えた上で行動をしていただきたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 町としてはそういった基準はないということですが、今後、的確な情報を流していくということです。

内閣府が定めた屋内安全確保では、家屋倒壊等、氾濫想定区域に入っていないこと、浸水深より居住が高いこと、水、食料などの備えが十分にあることが挙げられています。土砂災害で亡くなった人の8割は建物内で被害に遭っています。洪水の場合は4割だそうです。まずは、ふだんからハザードマップ等により自らの避難行動を確認しておくことが重要だと思います。改めて安全確保についての周知をお願いしたいと思います。

今年7月3日、静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生しました。この災害による土石流の映像はスクープ映像としてすぐさま放映され、土砂の流れるスピードとすさまじい破壊力に衝撃を受けたことは記憶に新しい出来事です。この土石流で住宅131棟が被害を受け、死者26人、いまだに1人の方の行方が分からない大災害となりました。この土石流は、開発による山の谷間に造った盛土の部分が大雨により崩れたことが原因とされています。通常あるべき排水設備や土砂の流出を防ぐ堰堤が設置されておらず、工法が不適切であったと指摘されています。

群馬県は、この熱海市で起きた土石流被害を受け、谷や傾斜地に整備された大規模盛土

造成地のうち、土砂災害警戒区域と重なるなどの注意が必要な9市町25か所に緊急点検を実施し、いずれも異常なしと発表しましたが、該当する市町に当町は入っていたのか、まずお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町において、県の大規模盛土造成地に該当する箇所はありませんでした。

群馬県においては、大規模土石流災害を踏まえ、県内の宅地造成等規制法に基づく大規模盛土造成地、盛土面積が3,000平方メートル以上、盛土前の地盤面角度が20度以上で盛土高が5メートル以上のうち、土砂警戒災害区域に関する桐生市、沼田市、渋川市、中之条町、東吾妻町、長野原町、前橋市、高崎市、太田市の25か所の緊急点検を7月7日から14日にかけて実施し、その結果、湧水、擁壁の変形、災害発生兆候等なく、全ての箇所において異常がないということは確認したということをお聞きしております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） みなかみ町は該当していなかったということですが、今回、県が実施した緊急点検は、盛土面積3,000平方メートル以上などの条件に該当する土石流や地滑りの危険のある132か所の造成地のうち、土砂災害警戒区域と重なる25か所のみ点検でした。県内には、土砂災害警戒区域は9,000か所余りあると言われていています。みなかみ町には637か所あります。

今回、県が実施した緊急点検は、大規模盛土造成地ということでしたが、中には規模の小さい盛土造成地や過去の開発による残土や碎石、産廃などが山の中に放置されている場所もあると思います。

町は、そういったそのような場所、把握しているのかお聞きします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 群馬県の大規模盛土造成箇所の緊急点検に続き、市町村の土砂条例等で許可、届出がされた盛土について、群馬県の指導の下、現在、点検作業を実施しております。

具体的には、本町の土砂条例等が施行された平成28年7月以降に申請、届出がされた盛土案件について、職員による現地確認作業等実施をしております。

また、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の疑いのあるものは、群馬県とも情報共有に努めるとともに、連携して現地調査を行い、排出者が判明した場合には、群馬県において工事者に対する原状回復等の是正指導する等を対応をしております。

今後も、通報や情報提供がなされた場合には、県と連携し、適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 県に届け出した平成28年以降の場所は、今現在、点検しているということですが、平成27年8月に水上地区を中心とした豪雨災害がありました。当時、私、綱子区長をしていまして、区内のところどころの沢から土砂が流出、道路に流れ込んで、消防

団に出動してもらって対応したことがありました。この災害で、綱子区と栗沢区の境にある沢から大量の石が出まして、利根川の流れが変わるほどの石で河川が覆われたことがありました。幸いその付近には住宅はなく、人的被害がありませんでしたが、後日、中島信義議員と2人で、その沢の上流部の現地調査に行ったところ、山の中腹の斜面が崩れ、沢に流れ込んだのが原因でした。

この地域は、昭和30年代に東京電力水上発電所の建設工事と、水力発電するための水路を須田貝ダムから綱子区までの山中に引く工事をしました。その当時の工事による残土や碎石がそのまま山の中に残され、それが大雨により流出したものと思われます。

そういった場所も間違いなくあることですので、今後、そういった場所を把握しておくことも重要になると思いますので、そういった場所の調査、なかなか難しいと思いますが、お願いしたいと思います。

今回の熱海市の土砂災害では、当初、行方不明者が多数いました。そのようなことから、熱海市は連絡の取れない64人の氏名公表をしました。それにより多くの情報が寄せられ、対象者は一日で40人以上減り、搜索の効率化に大きく役立ちました。

災害時に連絡が取れない住民の氏名を公表するかどうかについては、基準や公表する主体を定めた法律はありません。近年の災害頻発を受け、事前に基準を設ける自治体も増えているそうです。

国の防災計画では、人的被害数については都道府県が一元的に集約すると定めるが、氏名公表についての規定はありません。自治体は、条例で保有する個人情報情報を外部に情報提供することを原則として禁止されているため、個人情報保護意識から氏名公表をめぐる対応はまちまちです。

当町における災害時の安否不明者の氏名公表についてお伺いします。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 氏名の公表につきましては、保有する情報を公表する権限を有しておりますが、災害の状況や被災者の事情等に応じ、町で定める個人情報保護条例に基づき、個々の情報について公表の可否を判断しております。

条例では、氏名を含む個人情報は本人の同意がなければ公表は禁止をしております。個人情報保護条例の第8条2項4号では、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるときについては提供することを可能としております。

参考までに、群馬県では、自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドラインが定められており、同様の公表基準が示されております。

議 長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 緊急かつやむを得ないときには公表するということですが、公表に当たっての判断は難しいと思いますが、あらかじめ関係機関や警察とも連携を、公表の在り方について連携を図っていくことも重要になると思います。

災害の発生場所にもよりますが、町は観光地であり、町外の方も多く来られます。土砂災害の災害時は誰がその場所にいたのか分からないことも想定されます。

また、緊急時ということで、公表するとなると、公表の仕方についても、氏名を漢字で出すのか片仮名で出すのか基準を設け、また、年齢や住所をどこまで公表するのか、いろいろなことをあらかじめシミュレーションしておいて、迅速な意思決定につなげることが大切だと思います。

検討をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、防災情報配信システムの整備についてお伺いします。

かねてより防災行政無線の統一整備に向け検討を進め、ようやく導入に向けての整備が着々と進められています。スケジュール的には令和4年4月の運用開始となっていますが、予定どおりの運用開始でよろしいのか、まずお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 防災情報配信システムにつきましては、現在、順調に整備が進んでおります。名称につきましても、防災I n f oみなかみということで説明もさせていただきましたが、令和4年4月の運用開始で準備を進めております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 順調に進んでいるということですが、みなかみ町防災無線局管理運用規則という規約があります。これは、みなかみ町地域防災計画に基づく災害対策に関わる事務及び行政事務に関し、円滑な通信確保を図るために設置するみなかみ町防災行政無線局の管理運用について、電波法及び関係法規に定めるものであります。

従来の防災行政無線の屋外スピーカーによる推進は、既存の専用周波を使って情報発信しているものですが、電波法の改正により現在のアナログ方式が令和4年11月末で使用できなくなるため、今回、統一整備を進めているわけですが、現在、町が整備を進めている配信システム@I n f oC a n a lとは、携帯電話網を活用した配信システムということですが、屋外スピーカーの受信機についての企画は、電波法の対象となる専用周波を使って配信するものなのか、電波法の規制する無線局とは違う方法で配信するものなのか、その辺についてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 新設の屋外スピーカーにつきましては、@I n f oC a n a lと同様に携帯電話網を活用しての配信ということになります。

戸別受信機につきましても同様でございます。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） ということは、電波法と対象になる周波を使わないということで、そういう方向に進んでいるということですね。分かりました。

現在、防災行政無線の統一化を目的に整備を進めていますが、屋外スピーカーの設置場所については、月夜野、水上、新治、各地区6か所ずつの合計18か所となっています。

現在、各地区で使われている屋外スピーカーでの火災や災害時などの情報発信は地区別となっています。消防団の出動も隣接する地区での火災以外は方面団ごとの出動となって

います。

現在、新たに整備している屋外スピーカーでの火災発生などの緊急時の情報発信は、町内全域に流すのか、地区別に配信するのか、その辺についてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 屋外スピーカーの運用につきましては、火災や台風のほか、緊急を要する非常緊急通報の情報発信を行いますので、現在では町内全域への放送を予定しております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 現在のところ町内全域に流すという方向で進んでいるということですが、今年7月23日の午前1時50分頃、ノルン水上スキー場の駐車場でキャンプ用のトレーラーキャビンが全焼する火災が発生しました。現場が月夜野地区と水上地区に隣接する寺間区での火災ということで、月夜野地区全域の屋外スピーカーで火災発生の情報が流されたと聞いております。火災発生の時間帯も深夜であり、月夜野地区の方は大火になったのではないかと相当驚いた方がいると思いますが、そのようなことから、離れた場所への屋外スピーカーでの、まして深夜、一斉に放送を流すというのは検討が必要かなと私は思いますので、今後の課題ということで検討していただければと思います。

みなかみ町防災行政無線管理運用規則の第4条に、通信時間は常時とするが、おおむね次により行うものとすると書かれています。普通通信は一般通報及びチャイム通報として、一般通報は朝と夕方に行い、チャイム通報は6時、12時、18時とするとなっています。これは、防災無線のスピーカーが正常に機能しているか点検を兼ねて行うものですが、今回設置する屋外スピーカーでのチャイム通報等の運用方法、その辺についてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 屋外スピーカーでのチャイム通報は、阿部議員がご指摘のとおり、配信テストを兼ねて通報をしております。

新しい屋外スピーカーの運用といたしましては、現在は一日3回、6時、12時、夕方6時の3回やっているんですけども、新しい運用については正午のみの通報を予定しております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 現在、月夜野地区では一日3回ですが、今後は正午のみのチャイム放送ということで、分かりました。

屋外スピーカーからの定時放送のチャイム通報は、地域によってまちまちですが、ミュージックチャイムを活用しているところが多いようです。動揺やアニメソング、またご当地ソングなどのミュージックを活用しています。また、夕方の児童や生徒の帰宅を促す放送を流しているところもあります。今後、運用に当たって町民からの意見等も参考にいただき、実施に向け検討していただければと思っております。

いずれにしても、現在、整備を進めています防災情報配信システム、運用開始までにやるべきことがたくさんあります。住民への主な情報伝達方法はスマートフォンのアプ

令和2年度に空き家等対策の実施に伴い、空き家等実態調査を実施し、町内全域の空き家と思われる建物の状況や管理状況等の確認を行い、1,008戸の空き家候補を絞り込み、その後、候補建屋の所有者に使用状況や管理実態、さらには今後の利用予定などに関するアンケート等の調査を行い、789戸の空き家を確認することができました。

その情報を統合型GISに空き家台帳や位置、さらには写真を登録し、空き家バンク等、他部署も共有することができるようになりました。

今回、この調査結果を基に、令和3年度事業として空家等対策計画の策定に向け準備を進めているところであります。

具体的には、区長会、町議会、学識経験者等で組織した空家等対策協議会を設置し、空き家等の管理の適正化を図り、良好で快適な生活環境の維持を通じて、安全で安心なまちづくりを進めるための空家等対策計画の策定や条例制定に向けた協議、そして国の定める指針やガイドラインを参考にした特定空家等判断基準の策定を進めて、特定空家等の認定や措置方針に関わる協議などを行う予定であります。それと同時に、空家等対策協議会の基礎資料を作成するため、役場関係各課における空家等対策検討委員会を組織し、当事業の計画や推進方針案等の検討、さらには特定空家等判断基準の素案の検討を進めてまいります。

また、町の指導、助言等による空き家解体補助金においては、平成30年度8戸、令和元年度14戸、令和2年度10戸、さらに本年度においては8月末現在で16戸の申込みと相談が2件あります。皆様のご協力を得て、空き家等の状況が改善されている状況となっております。

今後も広報を通じて、不用な空き家の改善を進めながらも再利用できる空き家バンクにおいても推進し、さらなる空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

- 1番（牧田直己君） 町長の答弁にあるように、現状の空き家数789ということですが、非常に多いところだとは思いますが。そういった現状を改善していくために、この町を取組としては、空き家対策計画とかそういったものをこれからつくって行って、協議会だとか特定空家に認定するための基準は何なのかとか、そういったところで、これから特定空家の認定も含めて、空き家対策について全力を尽くしていくということなんだろうと思います。

全国的な特定空家に関する事例とか見ていくと、やっぱり行政代執行とか略式代執行まで、そこまでは行かず、その手前である助言または指導、勧告、命令とそういったところで、特に助言または指導の段階で、空き家の所有者に対して改善してもらえるように動いていくと、そこが特定空家法の一つの意図があるのかなというふうにも個人的には感じていて、そういった助言または指導、ここをうまく利用して、少しでも空き家改善につながることを期待しているんですけども、ただ、やっぱりその特定空家に認定させてしまうと、住宅用特例である固定資産税の6分の1の免税措置というのが適用できなくなってしまう現実もあるわけなので、まずその特定空家に指定される前の段階で、空き家を所有し

ている人に対して対応させるよう、町の工夫ということも必要になってくると思うんですけども、その工夫について、町長いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほども説明したとおり、これから対策協議会をつくって、計画をつくっていくんだという説明をさせていただきましたけれども、その中で考えられることを十分検討して、行政がやらなければならないこと、所有者がやらなければならないこと、地域がやらなければならない、いろんなことが出てくるんだと思いますので、そういったことを整理して計画としてまとめていきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 冒頭私が述べたように、老年人口比率も2035年には50%を超えてくると。これから空き家への課題が大きくなっていく中で、所有者が分かる空き家については特定空家法を使った対応の余地があるんだと思うんですけども、今もうみなかみ町の中でも本当に多くなっているのが所有者不在、つまり相続者がいなくて引取り手のない土地や建物についての対応、こういったことも考えていかなければいけないんだろうと思っております。

社会の高齢化に伴って、相続の機会が増加していくと。相続放棄をされる土地や建物も増えていくことがこれからもっと考えられると思います。

そこで、所有者不在の空き家に対して、特定空家の認定以外での空き家対策の方法はないかということを中心にちょっと調べてきました。それには、相続財産管理人制度というものがあります。この後、これについて町長にもご答弁いただきますけれども、相続者がいない、もしくは相続放棄をされた土地や建物を、申立人が家庭裁判所に相続財産管理人の申立てを行うことによって、相続財産管理人がその引取り手のない土地や建物を管理や処分、売却とかをすることができるという制度であります。

この制度が今までは、利害関係人というものだけしか相続管理人を申し立てることができなかったということなんですけれども、これ平成30年から地方公共団体の長が相続財産管理人を家庭裁判所へ申し立てることができるようになったという法律の改正がありました。

この制度を活用するに当たって、家庭裁判所へ最初に予納金というのが支払わなければいけないみたいなんですけれども、大体相場としては50万から100万円ぐらいが大体一般的のようなんですけれども、それを支払って、この制度を活用することで、相続人がいない、宙ぶらりんになってしまっている土地や建物に対して、相続財産管理人が町に代わって仲介人のような立ち位置になるんですけれども、その空き家の処分、売却ができることとなります。

また、その売却によって生まれたお金、これを今まで町に対して滞納された固定資産税だとか、そういったことに充てることもできたり、あとは相続財産管理人への報酬だったり、最初に支払った予納金への還付につなげることもできる制度なんですけれども、この制度について、町長、ご見解はいかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 相続人の存在が明らかでないときに、利害関係人等からの申立てにより、家庭裁判所が相続財産の管理人を民法952条により選任を行う制度で、平成30年度より所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条により、特に必要があると認めたときは地方公共団体の長による選任の申立てを行うことができるようになりますと、これは牧田議員のおっしゃるとおりでございます。

申請においては、その施設により違いはありますけれども、予納金が1件当たり50万から100万ぐらい必要となる、その後、資産の収益とかあった場合にはその還付金が発生する事例もあることから、想定される様々な案件に対して内容等精査するなど、今後の空き家対策に向けた新たな手法として検討していきたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） そういった誰も管理ができていないものとか、所有者がいないものとか、そういったことに対して有効な手だての一つなんだろうと思います。

これからも、そういった土地、建物というのはどんどん増えていくことが予想される中で、この制度について、ちょっと複雑な部分もありますので、よく調査して利用につなげていただきたいなというふうに思っています。

この制度を利用する上で、一番僕がいろいろ調べていく上で理想的だなと思う使い方なんですけれども、先ほど財産管理人に任命された方が空き家を処分、売却できるというお話をしましたけれども、それはつまり購入希望者が先にいるということなんですよ。もしくは来るとのことだと思えるんですけれども、まずそれを前提で話を僕はさせてもらいました。仮に売れなければ、処分できなければ、この事務手続に費やした労力とか、あとは予納金とか、そういったことが駄目になってしまう可能性もあるんだと、そこが一つデメリットというか心配な点ではございます。

そのため、この制度を利用する際は、買手というのがいることを前提に進めるといいのかなというふうに思っています。最初に買手を見つけてしまえば、後は相続財産管理人が資産の売却を進めていってくれます。また、その売却額も基本的には不動産鑑定士が土地、建物の評価額、これを評価額で売られることになっているみたいなんです。なので、買手にとってそんなに高くないとか、卸値というんですか、そういったことで購入できるわけでありまして。なので、買手を先に見つけておくとスムーズなのかなというふうにも感じているところです。

ここで、ほかの自治体の取組というところなんですけれども、ほかの自治体の取組を見みると、京都府の京丹後市、この取組なんですけれども、先ほど私が言ったように、市は先に該当する土地と建物を利活用したいという人を募って、希望者がいることを確認して、市が相続財産管理人の申立てとなって、結果として財産の処分、売却ができて、宙ぶらりんになっていたこの空き家というのが購入希望者の下へ届けることができた、そういった事例もございます。

もう一つは、群馬県の富岡市なんですけれども、本当に建物も古くて、もう草と木が生

い茂っていてという状況のものであるんですけども、将来的に略式代執行せざるを得ないのは明白だったと。ただ、これも偶然にも買取り希望者がいるうちに処分ができたということで、買手を先に募って購入希望者へ届けると、こういった取組がまさに空き家の活用というか、それこそ相続放棄をされた土地というのはもう誰も今まで触ることができなかったものですから、そういったことも利活用に生かせるということがこの制度を使うと見えてくるんだと思うんです。それについて、町長いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今も空き家バンクに登録したり、情報提供進んでやっているつもりですけども、そういう希望者が空き家を買取りたい、引き受けたいという希望者がいれば、それは仲介に町もどんどん入って進めることも可能だと思いますので、そういったことも進めていきたいというふうに思います。

やはり、空き家の数はいっぱいあるけれども、なかなか引受け手の希望者はまだまだ少ないんだと思うんです。ですから、いかに情報を提供して引受け手をいかに多く見つけるかというところが課題なんかなというふうに感じております。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） この制度を使えば、これはちょっと発展形というか、少し理想を追ってみた結果の話を今からさせてもらおうんですけども、こんなこともできるのかなということをちょっと考えてみました。

例えば、とある不動産を管理する法人を町がつくるとか、既存の法人を協力を取り付けるとか、そういったことをまずします。その法人が必要がありそうな空き家を見つけ出して購入希望者になります。そして、町は購入希望者がいる手前、財産管理人の申立てを家庭裁判所へ行い、財産管理人がその購入希望者の法人へ売却をします。そして、その売却を受けた法人が多少でこ入れをして、町の空き家バンクに登録をしていくと。そういったことも仕組み的にはやれないこともないのかなというふうにも思います。

全国的な事例を見ても、町長が相続財産管理制度を利用して、そこに空き家バンクとつなげるということは見当たらないんですけども、仕組みとしてはできますし、これから空き家が増えていくことを考えると、住む用の住居が少ないこのみなかみ町にとってのこういったアイデアも必要になってくるんだと思うんですけども、今のちょっとお話について、町長いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） いろんなケースが考えられるんだと思うんですよね。先ほども話をさせていただきましたけれども、これから対策協議会をつくって、計画をつくっていくんだという説明をさせていただきましたので、その中で十分検討していただいて可能性のある計画にしていければいいなというふうに感じています。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 本当に空き家の改善というか対応というのは、これから本当にピッチを上げ

てやっていかなければいけないことではあるということ、もちろん皆さん共有しているところだと思いますので、そのためのいろいろな手段とか法律が変わったりもしていつているので、そういったことを順次確認しながら、いろいろなアイデアを考えていただきながら、その空き家へ対応してもらえるように努めていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

町独自の婚姻届の作成に通じた民間企業との連携を通じて、町の移住促進に向けた取組ということなんですけれども、今回、私、個人的にそういった入籍する運びになりまして、実際に行政手続をさせて、実際に自分でやってみました。もちろん初めての体験ではあったんですけれども、その中で1点感じたところをお伝えさせてもらえればなというふうに思いました。

それは、婚姻届についてなんですけれども、婚姻届を町独自のオリジナル性の高い婚姻届にすることを通じて、移住定住の促進につなげることはできないかなというふうに考えてみました。結婚を控えるカップルがこだわっているポイントは何かというのをちょっと調べてみると、入籍の日付、婚姻届のデザイン、入籍の記念写真、入籍のお日柄など、こういったものがあるみたいなんです。

今回、婚姻届のデザインについてなんですけれども、みなかみ町役場で受け取れる婚姻届は本当に一般的な白い婚姻届なんですけれども、今回、私が提出させてもらったものというのは、デザインされた婚姻届をインターネット上から印刷をして町に提出をさせてもらいました。事前に町に確認したところ、ちゃんとした要件が入っていればデザインとかどこの自治体のものとか、そういったものはどこでもいいですよ。ただ、ここだけちゃんと押さえているものだけ入れてくれれば、そういったものは問わないのでという柔軟な対応をしていただきまして、なので、ネット上からそういったものを印刷をきて、そういったものがいいというそういうお話もあったので、ちょっと一般的でないものというかデザイン性にこだわって婚姻届を出してみました。

そのときに、いろいろちょっと調べてみたんですけれども、様々なサイトが自治体と協力してご当地婚姻届を扱っているということなんです。そのサイトでは全国各地にある婚姻届を一括管理していて、デザイン性に富んだ婚姻届を無料でダウンロードできるということなんです。

僕が言いたいのは、そこがポイントなんではなくてここからなんです。町のそのダウンロードすると同時に、町のいいところというコーナーも設けているんです。ダウンロードするときその町のこだわりとか、例えば子育て政策とか移住定住政策、だから、みなかみ町に住むとこんなメリットがありますとか、こんなことを意識してこの町は頑張っていますとか、そういったことがダウンロードと同時に紹介ができるというものなんです。

また、各自自治体のホームページともリンクしているので、婚姻届を通じて、みなかみ町のホームページにある移住定住のページに直接リンクできるようにすることをすれば、町の移住定住へのこだわりとか、そういったこともよく理解してもらえるきっかけになるのかなと。また、その違うページには子育て支援、これまとめたページもみなかみ町ありますから、町が今頑張っていること、どんなことにこだわって、どんなことを意識して、住

民に住んでいただきたいのかということのをこれ伝えるきっかけにもなると思うんです。

町の婚姻届というのをデザイン性の高いご当地婚姻届に変えて、民の力も借りて、町のよさをインターネットを利用して伝えていく、このような取組もあるんだと思います。それについて、町長いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 議員よりご提案いただきました自治体独自の婚姻届の作成につきましては、広域に町のイメージを発信しアピールすることで、関係人口の増加に関連する取組であるというふうに感じました。

他の自治体の取組なども参考にして、関係各課において横断的に情報を共有しながら調査研究を進めてまいりたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 検討していただければと思います。

県内に婚姻届のアレンジを行っている自治体というのは、自分が一応県内のサイトというのはいろいろ見させてもらった中で、まだそんなに群馬県の中ではそんな幾つもアレンジを行っているような自治体というのは、そんなに多くないのかなというふうな印象を受けました。

これは、あと、私の主観なんですけれども、みなかみ町はそういったデザインをつくるだとか、人の目を引くものをつくるだとか、何かそういうのはすごく得意な印象がありまして、そういった婚姻届をユネスコエコパークと絡めて、例えば人と自然の共存というテーマでそういったものをつくっても面白いのかなと思いますし、本当こうかわいらしい、よく言うインスタ映えしそうなものとかでもいいですし、何かこうオリジナル性を持った婚姻届を若手の職員だとか、町内にいらっしゃるデザイナーさんとか、そういった方などと話し合っただけで幾つかつくれたらいいのかなというふうに思いました。

ちなみになんですけれども、インスタグラムなどのSNSでハッシュタグをつけて結婚って、僕、入れてちょっと調べてみたんです。ハッシュタグをつけるとインターネット上に載ることですから、検索の対象になるということなんですよね。なので、それで調べてみると、インスタでは11万件のヒットがあるんです。だから、今みんな結婚しましたってインスタ、写真で撮って上げてというのが11万件あるんです。そのほとんどが婚姻届載せているんですよ。なので、その発信というか、それに併せて婚姻届も通じていくということだと私は感じています。

また、ご当地婚姻届を使った人に対して、その婚姻届を、どうしてその婚姻届を使ったのかという回答なんですけれども、そういったアンケートもあって、そうしたら、自分の生まれ故郷だからという回答もあったんです。

それを踏まえると、町がまずご当地婚姻届をつくって、例えばなんですけれども、町長が成人式のときにお話をされますよね。そのときとかにちょっと一言、こんなのもつくったよみたいなことを一言添えてもらえると、時期が来た若者がその婚姻届と町のホームページを見てもらう機会につながるのかなと。そうすると、結婚するとなったときに、やっ

ぱり最初に思い浮かぶのが自分の故郷だと。故郷にそういった目を引くものというか、何かすごくおしゃれでユニークな婚姻届があるぞということで、皆さんそれをダウンロードします。それと同時に、町のいいところというか、こんなことを頑張っていると、町の子育て政策こうです、移住定住政策はこうですというところがもし伝えることができれば、これはUターンにも効果的かなというふうにも感じています。その辺、町長いかがでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） いろんな可能性が広がっていくんだと思うんですね。ですから、今、町はそういったことはやっていませんので、可能性について、関係課を中心に調査研究をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1 番（牧田直己君） そうですね。こういったものは新しい取組で、いろいろと検討してもらって、そんなに、難しい部分もあるとは思いますが、例えばすごいお金がかかるとか、すごく労力がかかるとか、そういったことではなくて、一つアイデアというか、役場にも若い人だとか、町の中にもデザイナーとかそういった方もたくさんいらっしゃいますので、何か一つそういった方々と話しながら、町もそういったユニークな面白い、ちょっと明るくなるような取組も一つやっても非常に面白いのかなというふうにも思いますし、それなりの効果も見込めると私は感じていますので、ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

最後なんですけれども、今後の町内の自然資源を生かした産業の活性化の取り組み。

みなかみ18湯のブランドを生かした観光入り客客数や観光消費額を高める対策はということで、まち・ひと・しごと総合戦略には、観光を振興するという項目に、みなかみ18湯によるグループブランドの構築を進めることができた、この一方で、観光入り込み客数や観光消費額には大きな進展は見られない現状もあると、こう記載されております。

みなかみ18湯によるグループブランドの構築を進めることができたとのことなんですけれども、それを観光入り込み客数や観光消費額にもっと生かしていくために必要と考える施策について伺います。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） みなかみ18湯のブランドを生かした観光振興についてですけれども、町内には温泉の源泉が個人所有なども含めて94本ございます。群馬県内の源泉数は平成30年度の集計で27市町村に453本あるとされており、約5分の1の源泉をみなかみ町が保有しております。

この温泉資源にも恵まれ、温泉があるからこそその観光地であるという視点に立ち、町内に点在している代表的な温泉をみなかみ18湯としてブランド化し、整理したことで求心力が増し、町の魅力を広める観光資源の核となっております。18の温泉があれば18の歴史や物語が存在します。それをみなかみ18湯としてブランド化することで、それぞれ

の温泉の存在がクローズアップされたというふうに認識しています。

県内の4大温泉地の一つでもある水上温泉やみなかみ町国民保養温泉地として構成する上牧、奈女沢、湯宿、川古、猿ヶ京、法師温泉は、古くからの歴史を有しつつ、それぞれの個性と特徴を備えており、湯治客や多くの温泉愛好家に利用されています。

また、観光協会においては温泉地保護の観点から、10年に一度の更新が義務づけられている温泉分析や毎年行うレジオネラ菌採取検査を推進し、継続的に温泉の保全と快適な利活用に努めております。

町内各地の豊富な温泉資源を持続的に活用し、従来からの観光や保養を目的とした滞在のほか、アフターコロナに向けて日々のストレスから離れ、リフレッシュの湯としての魅力を首都圏や友好都市にアピールすることに加え、今後、回復するであろうインバウンド需要にも対応するため、原風景である里山や風土に根差した生活様式、独自の食や温泉文化、自然を生かした体験プランなどの提案とアフターコロナに対応した受入れ環境を整える必要があるというふうに考えております。

観光の大きな柱は、あくまで温泉と自然であると認識しております。ユネスコエコパークの理念に基づいて、自然環境の保全を推進しつつ、18湯の温泉や豊かな自然を生かしたアクティビティ、エコツーリズム、またダム、そして年間を通して味わえるフルーツ狩りなどの多様性と首都圏から近くにある立地の優位性を生かし、さらに旅の目的として選ばれるように関係機関と連携し、温泉の保全と利活用に加え、時代に合った新しいものに取り組んでまいりたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

- 1 番（牧田直己君） 今、町長のご答弁にあったように、群馬県に457本あって、そのうちの94本、5分の1がこのみなかみ町の温泉源なんだと、これ本当にすごいことだなというふうに思っております。みなかみ町は面積で言えば群馬県の8分の1ぐらい、それよりも温泉源が非常に大きいということで、これだけやっぱり温泉に恵まれている地域、昨日も窪田議員がそういった温泉について一般質問されていましたがけれども、そういった特徴というのがまずあること自体が資源があるということで、これ本当に恵まれているんだろなということももう重々分かっておりますし、町民の皆さんも分かっているんだというふうにも感じています。

みなかみ18湯というグループブランド、これつくられたというのは、これは本当大変なことだったと思うんです。温泉というものを観光の軸として、みなかみ町は温泉の町としているのであれば、私はやっぱり感じるのは、今の町長のご答弁でもやはり、僕の質問の仕方もそうなんですけれども、観光者に対してどうしていくかという視点でのお話が大きいあったのかなということもございます。私が、その観光者に対するアプローチもそうなんですけれども、いつも言わせていただいているのが、我々町民の生活にもっと温泉と深い結びつきを持たなければいけないんじゃないのかなというふうにも思っております。

観光という言葉について考えてみたんですけれども、観光とは中国の言葉が起源のようなんですけれども、観国之光という言葉が語源になっているということで、国、地域です

ね、地域の文化、政治、風刺をよく観察することだと。それと、その地域の風光、文物を外部の人々に示すことという意味、語感を持っているそうなんです、観光という意味がです。つまり、そこは生活する人々のなりわいだったり、生活だったり、文化だったり、そういった活力を観光客へ間接的に感じてもらうことが観光の始まりなんだろうということが解釈できます。

みなかみ町の観光を振興させていくには、地域住民が互いに交流をし合って、観光資源を住民が利用していくことが重要になってくるのかなというふうに思います。そういった意味で、我々は温泉の町とうたっているわけですから、もっと生活に温泉を結びつきを持って温泉文化を築いていくという心構えが必要なんだと思います。

昔は、昔と言っても僕はまだあれなんですけれども、僕が小さい頃なんかもういつも、すみません、町長には言わせてもらいますけれども、本当に祖父と一緒に週に二、三回は温泉に入りに行き、時間があれば三峰の湯から軽トラに大きいタンクを載せて、それでモーターをつけて、それで温泉をもらいに行くわけです。それを軽トラに積んで、また今度は実家に戻って、それでそのタンクから温泉をホースにつないで実家の家に入れると。そういった本当に温泉と日常的に近かったということをしごく覚えているんですけれども、それが、時代が進んでいくうちにつれて少しずつ離れてきている部分もあるのかなというふうにも感じます。

そういった温泉と生活を住民の中でつなげていくということが大事だと思うんですけれども、町長はいかがでしょう。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 本当にそのとおりだと思うんです。私なんかも、こういった役職に就く前は時間も余裕がありましたので、日帰り温泉に入りに行ったりとか、そういうのができたんですけれども、やっぱり時間的に余裕がないとなかなかそういうこともできなくなってくるんです。ちょっと皆さん忙し過ぎるのかなという気はするんです。

私も、温泉なんて行ったのは、初めて入ったのは本当に学校に入る前のちっちゃい頃、うちは親じゃなくておばあちゃん、おばあちゃんが温泉に連れていってくれた。それも何時間も歩かないと着かないようなところ、まだ着かない、まだ着かないと言いながら行ったような覚えがあります。そうやっても、昔はそれで入ってくると楽しくリフレッシュできたんでね。今はもっと簡単にいける温泉もいっぱいできていますから、機会はいっぱいつくろうと思えばつくれるんだと思うんです。なかなかそこが現実と結びつかなくて、私なんか温泉もなかなか入れない。例えば旅館に食事に行っても温泉は入ってこないで食事だけで帰ってきちゃう。今、どこでもいつでも入れるみたいなそういう感覚があるものから、なかなか遠ざかっちゃうことにつながっちゃっている。

もう少し温泉の効能とかいろんなものを効果的に発信して、温泉はこんなに体にいいんだということをもっとPRする必要があるのかなという気はしております。

いずれにしても、もう少しPRに努めて、町民の皆さんに親しんでいただけるような状況をつくってあげれば良いなというふうには考えています。

議長（山田庄一君） 牧田君。

(1番 牧田直己君登壇)

1 番(牧田直己君) 今、町長からも効能のお話もありました。これは群馬県の5分の1がみなかみ町に温泉があって、いろんな温泉、僕が入るの、すごい好きなのでいろんなところに行かせてもらっているんですけども、本当にどの温泉も本当にいいお湯だなというふうに思っていて、何が足りないのかなといろいろ温泉に入りながら考えるんですよ。そうすると僕、物語が足りないと思っているんです。メッセージ性、いろんな歴史があると思うんです。今やっぱり皆さん本物を求めるという時代になっているんだと思うんです。そうすると何に消費者は引かれるかということを考えると、やっぱりストーリーなんだと思うんです。歴史になってくるんだと思うんです。そこをどう伝えていくかということも大事なのかなと思います。

例えば、それこそ先ほど僕が言った三峰の湯、これは三峰と言え、三峰山と言え、歴史的にたどれば小松姫の山になるわけです。そうすると徳川家康の娘さんになるわけです。そういった歴史の背景もあったり、あと三峰山は凝灰岩があって非常にそこからしみ出す水というのはとてもきれいだったり、そういったことを交えて、ストーリーというものをつくっていくということも大事なのかなと。別にそれは誇張しているわけでもなくて、みなかみ町の思いを語ればいいんだと思うんです。そういった物語とかメッセージだとかストーリーというところを、より何を伝えたいかということをしかりと持って、語っていくというのも大事なことなのかなというふうにも私は思っております。

そういった町の努力も通して、仮に住民の温泉の利用率が向上してくると、住民が一人一人が町に代わって、僕は営業マンになってくれると思うんです。今、本当に便利でSNSで、さっきはハッシュタグと僕話したじゃないですか。それを#水上温泉でも#猿ヶ京温泉でも何でもオーケーなんですけれども、それを投稿してもらって、そうすれば本当に全国と、英語で入れればこれ世界にまで行くわけですから、というような形になるわけです。

例えば、じゃ、SNSの使い方分からない方というのはどうすればいいというか、そういった方は、本当にみなかみ町っていいところだよと住民の方が本当に思えば、知り合いの方にみなかみっていいところだよ、温泉があってね、実はこの温泉はね、こういったものがあってねというふうに語ってくれると思うんですよ。そういった、確かにポスターも大事なんです。そういった宣伝もすごく僕は大事だと思っているんですけども、行政単独で行うよりも、そういった地域住民みんな巻き込んで、全員に営業マンになってもらえれば、これほど強い観光地ないと思うんですよ。

例えば、いろんなところに僕は行くのが好きですから、草津も行きますし、大分も行きましたし、そういったところを振り返っていくと、やっぱり地元の人がいるんですよ。どこか無料の温泉に入りますって行くじゃないですか。そうすると地元の方が、おい、若いものと言って、おまえここ行ったほうがいいぞとか、ここおいしいお店だから行ってみろとか、そういったように、自然と営業してくれる方というのがたくさんいるなというのは肌で感じるんです。そういった有名である理由がそこなんだろうなというふうに僕は感じています。

住民が、町の温泉だとかそういった施設だとか、町の強みの営業マンという考えについて、町長どうお考えですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 本当にそれが理想的なんだと思うんですね。町がお金を使って観光PRするよりも、やっぱりそういった町民の方が直接いろんな媒体を使ってPRしていただくのが、それが一番広がるし、効果もあるんだというふうに感じています。

これちょっとインバウンドの話なんですけれども、タイにインバウンドを広めるに当たって、湯沢に住んでいる方の協力いただいて、タイのほうに発信をしてもらったんです。その結果すごい効果があって、入り込み客が随分増えたという話も聞いています。やっぱりそういったことが一町民の方、一観光客の方がこうやって、いいところだということでPRしてもらうことが集客につながっていく気はしております。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 今、町長からインバウンドの話で、湯沢の方が、住民の方が海外のほうに発信をして、それに伴ってすごく観光客が来てくれたというお話をしてくださいけれども、まさに何かそういうことが大事なんだろうなというふうに思っています。

みなかみ町人口が1万8,000人いますから、仮にその大半の方々が自分の知り合いの方に、そのほかにSNSを使って発信をしてくれたりしたときに、そこにはやっぱり信頼というものが乗っかっていますから、またポスターとは一味違うものなんだろうというふうに思いますし、そういった方をいかに生んでいくかということに、この観光地は必要なんだろうなというふうに思っています。人を外から来てもらうために、やっぱり外ばかり見ることもすごく大事なんですけども、観光資源と住民の生活を結びつけると、ここにいかに特化できるかということがこれからの観光地が問われていることなのかなというふうに感じています。

また、コロナウイルスの影響もあって、やっぱり外に出られない、外から来ることもなかなか呼びにくいということもある中で、僕は今のうちにやっぱり住民の人が地元を歩く、そういった機会をつくるということが非常に大事だと思っていますし、それこそ子育て健康課が一生懸命やってくれたフレッシュ事業でしたか、子供たちに5,000円も配布をしたと。そういったテーマを持った予算の使い方というのも、すごくメッセージ性がある受け取りやすい部分もあると思いますし、今だからこそやっぱりできることとしては、地元を知る、地元を歩く、地元を利用するということなんだろうと思います。

そういった部分で、先ほど申し上げたとおり観光資源と住民の生活を結びつけると、これがこれからの観光地、特に温泉をうたう町として非常に重要なことかなというふうに思います。町長いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やっぱり基本は、まちづくりというのは、住んでいる人たちがここは本当にいい町なんだよと感じていただける町がいい町なんだというふうに思っています。それがいろんな分野に広がって行って、観光客も来てくれるような町につながっていくんだなと

思っていますので、ぜひ町民の皆さんにはいろんなところで感じて、町はこういったことをしたほうがいいよ、ああしたほうがいいよと色々な意見をぜひ伝えていただいて、町民の皆さんがみなかみ町って本当にいいんだなと、本当にいい町だよと感じていただけるような町に是非していきたいと思っています。

議長（山田庄一君） 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 町長がおっしゃっているように、本当に僕もそのとおりだと思います。

行政はやっぱり主になるというよりか、やっぱり住民の思いというか、やる気とか主体性にサポートをしていける、そんな行政運営を町長にはしていただければということをもって、一般質問を終わりにさせたいと思います。

以上です。

議長（山田庄一君） これにて1番牧田直己君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を10時50分とします。

（10時36分 休憩）

（10時50分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順序5 16番 小野章一 1. 寺間隣接地水道組合への給水問題について

議長（山田庄一君） 次に、16番小野章一君の質問を許可いたします。

小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 16番小野。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年9月議会定例会の決算認定において、寺間隣接地水道組合の補助金交付が示され、認定となりました。1年が経過した今、改めてこの水道問題についてお聞きいたします。

町営水道である寺間簡易水道本管より、新たに組織された水道組合寺間隣接地水道組合への取水は、水道法第3条給水区域外には認めないという水道法に違反に当たります。

また、今回の水道組合設立にあって、どのような協議をされ、水道組合との約束が地元を守り、また町の指導の行き届くような定款が結ばれたのか大変不安であります。また、特別な水道組合の設立にあって特別なことは、水源を持たない町営水道で責任管理されている水を本管より直接取水するというところであります。ほかの水道組合では全て水源があつての水道組合であります。

水道法、条例、規則、適切な手続が必要と思われませんが、この点について町長の見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 小野章一議員のご質問にお答えをいたします。

みなかみ町上水道から給水区域外への給水につきましては、水道事業等の認可等の手引において、水道事業者は給水区域外の事業者に対して給水を行おうとするときは、当該事業者を給水区域に含むようあらかじめ給水区域の拡張について変更認可を受けなければならないと明記をされております。このことから、水道法における基本的な考え方として、給水区域外への給水に当たり、当該事業者を給水区域に含め、区域外給水を解消するべく進める必要があると理解をしております。

今回の給水に当たり、当該地区においては給水に係る動力や経費の負担等、水道水の確保に困窮していた状況や緊急性も考慮する中、寺間地区から当該組合に対し、給水に係る区長要望が出され、寺間地区より給水の同意が得られたことから、従前のホロントウン簡易水道専用水道の給水形態を参考として、みなかみ町寺間地区の町営水道からの給水を行いました。

今後につきましては、寺間地区町営水道の給水能力や水道法による給水義務の規定、また寺間地区との関係性を勘案し、組合水道として管理をしていくことを考えておりますが、水道法の趣旨を踏まえ、当該地区を給水区域に含めることについては、当該開発区域内の動向と推移を見ながら今後の課題として取り組んでまいります。

議長(山田庄一君) 小野君。

(16番 小野章一君登壇)

16番(小野章一君) 旧寺間簡易水道本管より直接取水、受水槽にためた水を各戸に分水、本来の組合運営であれば、ここで水質安全の責任上、水質管理、二次滅菌等が義務づけられております。先ほど町長が述べられたように、ホロントウンの組合専用水道、そういったものの中での変更ということでございますけれども、今回の水道組合の設立にあつては、5戸が利用するというようなことでありますけれども、水道組合として、一つの組合として関係機関の届出は必要でないのか。

また、簡易専用水道として、町営水道より給水を受けて受水槽にため、貯水するためには、規模によっては申請も要らないということでございますけれども、こういった独立した専用水道というものは言い換えれば、水源を町の水道より受けて各戸に分水、これは言い換えれば水道供給業者とも思えてならないわけでありませう。

ホロントウン計画の中での旧月夜野北部水道について、こういったことでポンプアップをして分譲地に全て行けるように、その容量をポンプアップしていた経過というものは分かりますけれども、そんな中で、今後、ほかとは全く異例の形の水道組合ということの中では、十分協議をされてしかるべきではなかったかなというふうに思っております。

また、町には、町営水道、組合簡易水道、また組合小水道の28か所の3区分されております。新しく設立された水道組合はどの区分になるんでしょうか、お聞かせください。

議長(山田庄一君) 生活水道課長。

(生活水道課長 金子喜一郎君登壇)

生活水道課長(金子喜一郎君) お答えいたします。

本件設立されました組合につきましては、ホロタウン内の水が供給されなくなるというようなことで、独自でその生活用水の確保や維持管理等を行うという目的で、みなかみ町寺間隣接水道組合を設立をした経緯でございます。そういった意味では、水源につきましては、町の水道から供給をされているということでございますけれども、今回この組合につきましては、地域の特殊な事情があるという中で、このような形で設立されたという経緯でございます。

以上です。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） いずれにしても、特殊なケースがあるにしても、これから述べますけれども、何ら報告もなく、昨年の9月に令和元年度の決算を迎えたことということは、非常に当局側も、悪く言えば隠しながら来たというふうに言わざるを得ないわけでございます。

次に、水道加入金について伺います。

一般町民が加入金は13ミリが8万円、20ミリが1口20万円であります。その他量水器の130円と基本料金の1,100円であります。

今回の組合加入金は、本管取水口20ミリ1戸加入と聞くところでございます。普通5戸分各戸に収めていただきます。ここで1か所メーターで配水となれば、独立した水道組合として許可申請が必要になると思います。なぜメーターが1つなのか伺います。

また、この組合の水道管布設に当たり、道路占用許可が必要と思われそうですが、払われていたのでしょうか、お聞きいたします。

議長（山田庄一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

加入金の関係でございますけれども、今回20ミリのメーター器を1か所、寺間の町営水道から取り出しをして、寺間地内に1か所メーター器を設置をしたという経緯でございます。この件につきましては、そのメーターから二次側につきましては、組合の管理という形で調整をさせていただいているという経緯がございますので、今回につきましては20ミリのメーター器を1か所設置をさせていただいたという経緯、そこから組合管理として給水をしているという経緯でございます。

続きまして、道路占用の関係でございます。

道路占用の関係につきましては、地元の皆様の対応といたしまして、今回、民地に布設をしたという経緯がございますので、その是正といいますか、そういった形で今現在取り組んでいるところでございます。今後、その計画が地元の方にご立会い等いただいて、ご承認等いただけるといった後に、布設計画が確定するといいますか、埋設位置も決まってくるということでございますので、それに基づきまして道路占用申請のほうを提出するというところで指導をしているところでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） 小野君。

(16番 小野章一君登壇)

16番(小野章一君) 簡易専用水道として運営される場所については、一つは、町の水道は占有許可は恐らくないだと思いますけれども、一般の会社、企業が道路を使用する場合には取らなければならないということは決まりの中であるんじゃないかなと思っております。ここについては独立した水道ということの中で、私に言わせれば簡易専用水道扱いということのように思います。当然、これから取り組むということはないんじゃないか、最初から、伏せたときから、こういったものについては分離して払っていただくということが基本ではないかなというふうに思っております。

次に、今回の給水管布設の全体計画では、旧水上町側より旧月夜野町側への配管計画がありました。しかし、既に100メートル以上、給水区域でない旧町村をまたいで配管が行われてあったと聞いております。それを利用しての給水計画、それにつなげての給水計画ということで、まさにここで水道法第3条の違反であります。地代はノルンスキー場に行く道路のときというふうな話は聞いておりますけれども、今回の計画の中には掘った形跡は全くありませんし、取水しているところから100メートル近くのところに止水栓らしきものがあります。この水道の使用実態はあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長(山田庄一君) 生活水道課長。

(生活水道課長 金子喜一郎君登壇)

生活水道課長(金子喜一郎君) お答えいたします。

寺間地内に設置をされていた水道の水栓ということでよろしかったでしょうか。すみません。寺間地内に設置をされたその水栓……

(「そうじゃない、既に配管してあった」の声あり)

生活水道課長(金子喜一郎君) 二次側ということでございますか。

(「給水区域を越えて配管してあって100メートルについてお伺いしているんです」の声あり)

生活水道課長(金子喜一郎君) お答えいたします。

ただいまのご質問でございますけれども、町道寺間線に今埋設をされていた既設管路ということでございます。この既設管路の布設の経緯につきまして、当事項において、その当時の関係書類と寺間線の道路改良等の関係書類等探しましたけれども、そのような経緯を示すような資料等が見つかりませんでした。埋設の経緯やその時期、それから埋設の状況等示す関係書類が見つからなかったということで、今現在そのような状態でございます。以上です。

議長(山田庄一君) 小野君。

(16番 小野章一君登壇)

16番(小野章一君) 長年たっているから経緯が分からなかったということでございますけれども、実際には、この取水に当たって配管がしてあったということは事実であります。

それと、使用実態については、あったのか、なかったのかということは、今後調べていただきたいと思いますけれども、まさに先ほども申しましたけれども、水道法の第3条のどうに解釈しても、区域外設定を法律で定める区域外への給水の許可は、今回もそうであ

りますけれども、審査したこともありますし、協議したこともないということは、非常にいろいろな計画にあって残念に思うわけであります。

先ほどもちょっと触れましたけれども、この組合設立について、約束事はどんな約束ができていて、町の水を取水するという事で町の指導が民間だからもういいんだよということは、私は考えにくい。なぜならば水質安全安心の水を送るために町が全て管理している。それと地形的から見て、ちょっと詳しいことは分かりませんが、貯水タンクまで、水源から見れば、当然、自然流下で下りてこられる。それを分水しているということですので、あとは寺間区のことには申されましたけれども、そこに存在する古来より潜在する石倉は、今までノルンスキー場にしろ何にしろ、旧水上の町から工事しますからということとは連絡あっていい関係の中で協議をする中でいろいろ決めてきた。

今回は、水の問題は本来は一番大切なこと、それを何の相談もなく、こういうふうにされたということは異常で残念でありますけれども、先ほども申しましたどんな約束がされているんでしょう。

町がこの水道に対して指導できることが含まれておりますか。丸投げですか。お伺いします。

議長（山田庄一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

基本的にメーター器の二次側につきましては、組合のほうで管理をしていただくという形になるかと考えております。その管理につきましては、町の給水条例等に基づいた管理をしていただくという形を考えているところでございます。

また、組合等の町の関与というところにつきましては、今、覚書等を締結するような準備をしているところでございます。取水量等、それから管理の仕方等、そこに盛り込んで管理を進めていくという形を考えているところでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 今になって次に覚書をとということは、権利を与えたものに通用するものかどうか、水というものは一滴があれば権利は湧く、これから何か相手が聞いてくれればこれは別、それは大切なことなんですよ。

時間がないので次に移らせていただきますけれども、全国どこでも集落生活する上で、古来より他人に侵害されてはならない、物件に準ずる財産権があります。集落の水に関するれば、生活用水、農業用水、また、この一帯の資源を基に集落の生活が成り立ってきたわけでありまして。これら近代の法律以前から慣行的に伝承されてきた水利権があるわけでありまして。

ノルンスキー場一帯は、昭和、戦後まで、この地が月夜野、小川、石倉、真庭の入会地であったという深い関係がございます。また、スキー場北側には、吾妻耶山の頂上は小川の地籍であり、その下には石倉の神社、石畳があって、60段の階段があって3社の石宮

が祭られている。今でも毎年1回掃除かたがたお参りを続けているのがノルンの北側でございます。時代とともに開発の協議等があり、町は違っても認め合う中に協議協定書が交わされ、良好な関係にあったはずであります。

今回、残念ながらここにある水分の沼、中に水神様が祭ってありますけれども、この湧水を利用するに当たり、一言も話が無く、既成事実を持って問答とは町の管理に値することでしょうか。町長にお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 質問の趣旨がよく分からないんですけども、慣行水利権を有しております地区の説明が十分に行われていたかという話だと思えますけれども、本件の給水事業に当たって、事業の概要を上石倉地区及び下石倉地区の両区長さんへの説明、相談はさせていただきましたが、その後、担当課である生活水道課において、着手前の回覧等による説明や入会地の立会い等により、関係地区の住民の皆さんへ事業への理解をいただくべく努めるところを怠り、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしているというふうに感じております。

今後、このようなことのないよう職員への指導を徹底してまいりたいと思います。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 先ほどのいろいろの資料によりますと、ここに旧月夜野、皆さん不思議に思われるかもしれませんが、江戸時代よりこういった依存度というものがあったということの中に、みんな生活を営んでいるわけでありまして、詳しくは明治の町村制の発令によりまして21年だそうでございます。22年に水上村に編入になったということが記録にあります。石倉の地番が字変え等の中で変えられたのが昭和26年だというふうに聞いております。このぐらいいろいろの関係で深い関係にあるもの、私はホロントウンの関係につきましても少しながら絡んでまいりました。

そんな中で、ノルンスキー場にも、亡くなりましたけれども腰越町長のところへ直談判に行き、水上の町長の開発委員長も議長も旧水上町役場まで行って協議をして、石倉の権利はこうであるということをお話し合われて、ノルンスキー場の関係につきましても、協議は調い、なお、その後の合併後の群馬スノーアライアンスに経営がなったときには、以前はみなかみ町の第三セクターでありましたので、出資率38%だったと思えますけれども、非常に全国でも出資率の多い開発でございました。

そんな中で、協議協定書について、このときのこの町の町長が合併後、立会人として何かあったらということで協議をされておりますし、水の関係につきましても、ノルンスキー場建設当時、我々の旧簡易水道浄水場があります。前はそれを飲料水として塩素で滅菌して飲んでいただけですけども、そういったところの水がいつも足りなくて困っている状況の中で、やはりその対策として民地を買って、もし水がなかったらということで井戸を掘って、ポンプまで据え付けていただいているのが今までの協議の調ったところでありまして。

次に、寺間隣接地水道組合への給水に当たっての経緯についてということでお伺いしま

す。

昨年9月議会に当たり、当局の説明書の経緯は、全く机の上での作成であると言わざるを得ません。このとき決算は令和元年4月、翌3月31日でございます。この水道工事に気づいた地元住民は、4月末、正確には5月4日であります。5月4日には一部工事、境界ぐいの散乱、転石、その後、5月15日には町長宛てに地元住民、区、共有地の代表をもって、町はこの復元をしていただきたいということで要望書を提出したわけであります。

それと、設置された貯水タンクの製造年月日が2020年5月13日とあります。どういことでしょうか。我々の配布された資料におきますと、工事完了届が3月31日になったということ明記されているわけでありませう。

また、この工事が終わったといっても、水道管布設について当然検査も書類も必要書類もあると思ひますが、議員に配付の書類は正しかったと認識しておられますか、お答えください。

議長（山田庄一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

補助金の関係につきましては、年度の終了という形の中で書類の整理をさせていただきました。

工事の関係につきましては、今、議員のご指摘のとおり、工事が遅れていた経緯があると認識をしております。

以上です。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） それでなおかつ昨日見に行ってきました。問題が起きた私有地への水道管の布設について、3か所、私が見る限りでは3か所試掘してあります。30センチ、40センチはなかったと思ひます、水道管の深さは。これは、一定の補助金をもらうには、やはり一定の見積り、できればできたで完了届に必要な書類、領収書、写真、必要だと思ひますけれども、存在しておりますか。

議長（山田庄一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

完成書類等は、工事写真等、完成書類等は提出されている部分がございます。ただし、その内容につきましては、ちょっとボリュームが薄いというような状況でございます。そのような形で整理をしております。

以上です。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 先ほど申しました全く机の上の出来事かなと、これでいろいろなものが調わなくて、完了届が出て補助金の交付になったということであれば、これは大変なことでは

ないかなと思っております。

次に、組合水道工事発注についてということで、先ほど指摘のように水道管布設に当たり、本来道路の中へ布設すべき水道管が一部私有地、地元共有地の土地に布設されたということでございますし、地籍調査の国土調査の境ぐいは折られて不明になり、転石はそのまま、木はところどころに散らかっているということで、そういう情景でありました。これらを含め、地元との協議が全く行われなかったことが責任かなというふうに思っております。

水道には、水道指定業者等に工事をしていただくということが通例だと思いますけれども、この後始末の責任は町当局なんでしょうか。それとも工事を行った指定工事店なのか。この責任は誰にあるんですか、お伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 水道管路埋設工事については、組合により町内の水道施設事業者へ発注となりましたが、工事の施工に当たりまして、町の担当課である生活水道課による組合への指導が徹底されなかったこと、また、施工業者である指定工事店への施工方法等、工事に関することへの指導が徹底されなかったことから、近隣民地への埋設という結果を招き、地元関係者及び土地所有者や各位へ多大なご迷惑をおかけいたしました。

現在、本行為を解消するため、組合による水道管路の布設替えを行うべく、町の指導の下、取組をいたしております。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 誠にすみませんでしたということ。これも業者に対する説明、監督責任と同時に、地区説明と確認が必要だったと思います。申し訳ないということがあると思いますけれども、今、先ほど申しました3か所の試掘ということでございまして、これから大変のメーターに布設替えを地元から、許さないから布設替えをしろということで要望が出ているわけでありまして、この経費について地元説明では公費では払わないということ課長が明言をしております。それでよろしいんでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そのとおりです。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 今後の地域における水道事業の在り方についてお伺いいたします。

各地区には、水道水源をもって住民への安全管理された水道水が供給できるよう、維持管理が必要となっているわけでありまして。今後、少子化、過疎化の中で組合独自の運営が難しくなってくるということの中では、補助要綱に当たるものは決まりをもって補助金を出していくのも、やはり必要なことというふうに思っています。

しかし、この独立した専用水道たるもの、これについていろいろな問題、先ほど提起しましたけれども、これらの問題を含んで補助対象に当たるのでしょうか、お聞きします。

議長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 今後の水道事業の補助についての在り方ということで答弁させていただきますけれども、組合水道施設等補助金制度については、組合制度等において施設の老朽化や財源、人材不足等厳しい状況の中、将来にわたり地域の水道事業が持続的に運営され、生活環境の保全や公衆衛生の向上が図られることを目的に、施設整備費用等、事業費の2分の1を補助するものとして補助をしております。

今回の案件については、それまで給水を受けていた水道水の供給が断たれる可能性が生じる等、特殊な状況の中で施設整備に関わる当該地域の負担や緊急性を考慮し、補助額に照らし合わせて補助をしたものでございます。

今回、区域外給水や町営水道からの取り出し、補助金交付の在り方等に対し、様々な課題や提起やご意見をいただきました。このことを真摯に受け止め、今後の補助の在り方につきましては、補助要綱の趣旨や目的が達成されるよう運用していくとともに、必要に応じて町議会、所管委員会への説明やご意見を伺うなど、補助事業が適正に執行されるよう取り組んでまいります。

議 長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 緊急性を考慮しということでありませうけれども、このホロントウンの水源が移譲されたのが恐らく12月の設立の前日というふうに資料にありました。これは、ホロントウンの会社と、会社がこれだけの開発、61町歩の開発ができるからこれだけの水が必要であり、これだけの汚水処理場が必要だということをのんで国が承認したわけですから、本来は、会社との協議の中でのことも、時間がかかってもしょうがない、じゃ、緊急性だったら、どこまで緊急性というんだか分かりませんが、1月9日に寺間区から水を分けてやってくださいというお願い出たことは、これは一つ流域面積、その水が元からノルンのスキー場行ってから流れるものを利根川まで流すには、どちらかといえば石倉のほうが受益面積は多いはずですよ。

全て受益者負担ということで、いろいろなものを造ってまいりましたけれども、そのぐらい依存度があるということの中では、5年もかかって大規模開発が承認されたやつを、はい、緊急性がありますからやりますよ、そこに水あること知っている。ホロントウンの協議は、我々は伏流水たるもの、もう、吾妻耶山から流れる、今、寺間沢と申しますけれども、その水は一滴も利用しなきゃならん、本来であれば、余るほどあればそれはよかったです。常に水がかれているという現状が一番協議の的になる、一番大切なことなんです。それを今回おろそかにされたということは、非常に許し難い。

それと関連ではございますけれども、今回この要綱に従ったということで補助金が交付されました。もし違反があったとき、この要綱に沿わなかったときには、要綱14条にある返還命令を町長出す、例えばその10条にある補償金、補助金、補助金を受けるには請求書、領収書、完成写真、これから整えますよなんていう段階じゃねえんだよ。既に決算認定ができているんだから。こういった問題も、この水道について、大変お粗末な対応だったなというふうに言わざるを得ないわけでありませう。

次に、この水道問題の地区は、昭和62年に制定の国策であるリゾート総合保養地地域

整備法の承認地となっております。承認に至る経緯には、開発計画の中で水の確保、污水対策、防災対策等審査の上、開発行為となるわけであります。地元との約束は水の確保、一番重要なことで、田用水を含め、調整池、ため池も造られております。

けれども、このリゾート法に指定されたところは、計画内であれば町の許可なく実行ができるのが現状であります。承認されたものの計画の中であると、だから分譲地であれば分譲地はいいですよということになる。会社は売りますよ、欲しい人がいれば。そんなときにこの4軒に限り水を与えるなんていうことが、5軒ですか、それはなかなか言い難い。それはちゃんと水道区域の設定をして拡大して、そうすると何が出てくるか、その3条の承認も得なければならないけれども、今度はそれを設定したら、来た人にくれなくちゃならない義務があるということもあるの。そういうことなんだ。生活のためだからやっってくださいなんていう軽い考えじゃない。そういうことは、私も水が豊富であれば移住定住のことを推進しているわけですから、ああ、来てくださいと言いますよ。だけれども、この61町歩というものが、今度は賄える水、消火栓も設置されております。道路もできています。賄う水がないにもかかわらず、だんだん戸数が増えるかちょっと分かりませんが、そういうことの可能性もあるわけであります。それはまた、水をくれてくださいと言うんですよ。

今、ここにあるちょっとダブるかもしれませんが、簡易性の水道は駄目でありまして、とやめました。1,000人槽と言われる污水处理場は使用不可能です。当初のそれを造ったから承認されたものが、計画だけ残されて土地は転売されて、誰が管理しているか分からない、そういうことがこれから地元としては大変不安の要素を持っているわけであります。そのときには、旧月夜野町はこの町4か所をリゾート区域と設定して、何ともこの地域だけ曲がりなりにも平成4年6月9日に承認がされたわけであります。10日が新法の適用ということで9日のことをございます。そういうことで一番これから……

議 長（山田庄一君） 小野議員、時間になりました。1分でまとめてください。

16番（小野章一君） こういった土地が残された中で、今後、分譲地として計画されているものは家が建ちます。そういったときに、こういったものの施設がない中で、町はどういうふうに指導されるか、また、指導ができるのかできないのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） この地域での今後の開発については、新たな開発業者がリゾート法に基づいて事業を継承し、県と協議を行い、同等の事業内容のものであれば、改めて開発の許可は要らないと、これは従前からのとおりでございます。

町においては、開発事業指導要綱に該当する行為であれば、事業者の変更の場合でも、新たな事業として開発事業の要綱に沿って指導をしていきたいというふうに思っています。

議 長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 指導はなかなか、県に私行きましたけれども、そんなことはしないで町に1回相談してくださいとお願いした経過がございます。そういうことをちょっと探って、一

般質問を終わりたいと思います。

議長（山田庄一君） これにて16番小野章一君の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議長（山田庄一君） お諮りいたします。

明日9月9日から9月16日までの8日間は議案調査のため休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日9月9日から9月16日までの8日間は、休会することに決定いたしました。

散会

議長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第2号に付された案件は全て終了いたしました。

本日午後1時より議会全員協議会を開催いたしますので、出席をお願いいたします。

9日には、午前9時より決算連合審査会を開催いたします。

10日には、午前9時より総務文教常任委員会を開催いたします。

13日には、午前9時より厚生常任委員会を開催いたします。

14日には、午前9時より産業観光常任委員会を開催いたします。

15日には、午前9時より議会だより編集特別委員会を、午後1時より月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会を開催いたします。

最終日17日は、午前9時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（11時43分 散会）